

令和7年度 壱岐市年間監査計画

令和7年3月26日
壱岐市監査委員決定

1 趣旨

壱岐市監査基準（令和2年壱岐市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）に基づき、監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、令和7年度の年間監査計画を策定する。

2 監査等の種類及び対象等

本年度は以下の監査等を実施することとし、具体的な内容については別途、各監査等の実施計画を策定する。

（1）財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。なお、全課を対象に前期と後期の2回に分けて実施することとし、関係施設等については選定により現地監査を実施する。また、対象年度は前年度及び本年度（基準日まで）とする。

（2）行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。なお、行政監査は財務監査（定期監査）に併せて実施する。また、対象年度は前年度及び本年度（基準日まで）とする。

（3）財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金及び負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査する。なお、本年度は補助金、交付金及び負担金等の財政的援助を与えている2団体を対象に選定し監査を実施する。また、対象年度は前年度及び本年度（基準日まで）とする。

（4）決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他関係諸表等をもとに決算内容を審査する。

（5）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員から検査資料の提出を求め、現金残高及び出納関係諸表等の確認を行い、現金の出納事務が適正に行われているか検査する。

（6）基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

3 監査等の実施時期等

(1) 財務監査（定期監査）

11月（前期）及び2月（後期）に実施する。

(2) 行政監査

財務監査（定期監査）と同時に実施する。

(3) 財政援助団体等監査

11月及び2月に実施する。

(4) 例月現金出納検査

毎月、20日から月末までの間の2日間実施する。

(5) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率等審査

6月から7月に実施する。

4 監査等の実施体制

監査等は、監査委員（3名）で実施し、補助者として監査委員事務局職員が従事する。

5 監査等の実施方法

各監査等の実施計画（概ね1か月前に作成）に基づき実施する。

6 監査等の結果及び公表

監査等の結果及び公表については、次のとおりとする。

(1) 財務監査（定期監査）等

監査を終了したときは、その結果に関する報告書を作成し、これを議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出する。併せて、市役所の掲示場に掲示し公表するとともに、市のホームページに掲載する。

(2) 例月現金出納検査

検査を終了したときは、その結果に関する報告書を作成し、これを議会及び市長に提出する。

(3) 決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査

審査を終了したときは、意見書を市長に提出する。

7 その他

当該年間監査計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度協議のうえ実施する。